

## 宇久地区体育施設使用料 (平成28年4月1日現在)

### 1 宇久野球場施設使用料

区分	専用使用			練習使用1時間につき	
	自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
使用料	2,490円	2,490円	2,490円	660円	870円

#### 備考

- 1 高校生（中等教育学校の後期課程の在生を含む。以下同じ。）以下の使用については、規定の使用料の半額とする。
- 2 練習使用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 3 佐世保市宇久地区体育施設条例第3条に規定する使用時間以外の時間に使用する場合は、規定の使用料に2割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により休場日に使用する場合は、規定の使用料に2割を加算した額とする。

### 2 宇久野球場ナイター照明代

区分	ナイター照明代	
宇久野球場照明（半灯）	30分につき	1,930円
宇久野球場照明（全灯）	30分につき	3,090円

### 3 宇久陸上競技場施設使用料

区分	専用使用1時間につき	個人使用1人1回	
		市民	市民以外の者
使用料	2,470円	120円	120円

#### 備考

- 1 高校生以下の使用については、規定の使用料の半額とする。
- 2 専用使用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 3 佐世保市宇久地区体育施設条例第3条に規定する使用時間以外の時間に使用する場合は、規定の使用料に2割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により休場日に使用する場合は、規定の使用料に2割を加算した額とする。

#### ○介護者の免除について（陸上競技場）

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳提示者の介護者が利用する場合において、提示者1名につき介護者1名が利用するとき、介護者は無料（免除）

#### 問い合わせ先

教育委員会スポーツ振興課	代表電話	0956-24-1111	内線3131～3134
教育委員会宇久地区公民館	電話	0959-57-2607	